

舟橋村公共施設等総合管理計画(改訂版)



令和 4 年 3 月



舟橋村

目次

第1章 序論

1. 公共施設等総合管理計画の位置づけ..... (P. 2)
2. 策定に関する国の指針..... (P. 3)
 - (1) 計画のポイント..... (P. 3)
 - (2) 計画に記載すべき事項..... (P. 3)
 - (3) 計画策定にあたっての留意事項..... (P. 3)
3. 見直しにあたっての留意事項..... (P. 4)
4. 対象施設と計画期間..... (P. 6)
 - (1) 本計画の対象施設..... (P. 6)
 - (2) 計画期間..... (P. 6)

第2章 「人口ビジョン」から見る将来予測..

1. 村の概況..... (P. 9)
2. 現在の状況と将来の人口予測..... (P. 10)
 - (1) 人口の推移と現況分析..... (P. 10)
 - (2) 人口の将来予測..... (P. 15)
 - (3) 「人口ビジョン」にみる課題..... (P. 17)

第3章 財政状況.

1. 普通会計の歳入および歳出の状況..... (P. 19)
2. 普通会計における投資的経費の推移..... (P. 21)

第4章 公共施設等の現状と将来分析.

1. 公共施設の延床面積と更新コスト試算.....	(P. 23)
(1) 公共施設の延床面積とその割合.....	(P. 23)
(2) 公共施設の更新コスト試算.....	(P. 28)
2. インフラ資産の現状と更新コスト試算.....	(P. 29)
(1) インフラ資産の現状.....	(P. 29)
(2) インフラ資産の更新コスト試算.....	(P. 32)
3. 長寿命化をする場合の将来の更新費用.....	(P. 33)
(1) 公共建築物長寿命化による建替年数の延伸.....	(P. 33)
(2) インフラ施設長寿命化による更新年数の延伸.....	(P. 37)
(3) 長寿命化対策を行う場合の将来の費用試算.....	(P. 39)
4. 対策の効果額.....	(P. 40)

第5章 公共施設等管理の基本方針

1. 本村における基本方針と数値目標.....	(P. 42)
(1) 基本方針.....	(P. 42)
2. 庁内の推進体制.....	(P. 43)
(1) 全庁的で横断的な推進組織づくり.....	(P. 43)
(2) PDCA サイクルを意識した段階的な実施計画の作成.....	(P. 44)
3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	(P. 45)
(1) 点検・診断等の実施方針.....	(P. 45)
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針.....	(P. 45)
(3) 安全確保の実施方針.....	(P. 45)
(4) 耐震化の実施方針.....	(P. 45)
(5) 長寿命化の実施方針.....	(P. 46)
(6) 統合や廃止などの推進方針.....	(P. 46)

4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	(P. 47)
(1) 公共施設.....	(P. 47)
(2) インフラ資産.....	(P. 50)
5. 今後の課題と推進方策.....	(P. 51)
(1) 行政サービス水準等の検討.....	(P. 51)
(2) 住民との情報共有.....	(P. 51)
(3) PPP/PFI の活用について.....	(P. 51)
(4) 行政区域を越えた広域連携について.....	(P. 51)
(5) 地方公会計（固定資産台帳）の活用.....	(P. 52)

第 1 章

序論

1. 公共施設等総合管理計画の位置づけ
2. 策定に関する国の指針（改訂前）
3. 見直しにあたっての留意事項
4. 対象施設と計画期間対象施設と計画期間

1. 公共施設等総合管理計画の位置づけ

全国の地方自治体は、国の経済成長に伴い、住民に対する行政サービスの向上を目指して公共施設等（庁舎、ホールなどの公共施設、および道路、橋りょう、上下水道等のインフラ資産）の整備を行ってきました。その結果、これまで公共施設等は、住民の生活を支え、生活の質や豊かさを向上させ、活力ある地域社会を形成することに寄与してきました。

しかしながら、特に高度成長期に整備された公共施設等は耐用年数の超過や老朽化により、今後一斉に更新時期を迎えます。また、超高齢化社会の到来や少子化による急激な将来人口の減少、住民ニーズやとりまく社会情勢の変化もあり、全国の地方自治体の財政に大きな影響を与える公共施設等の維持管理・修繕・更新を長期的に検討する必要がありますが生じてきました。

舟橋村（以下、本村）においても、現在の公共施設等の全体を把握し、長期的な観点から維持管理・修繕・更新を計画的に行っていくための基本として、公共施設等総合管理計画（以下、本計画）を平成 29 年 3 月に策定、令和 2 年 11 月に改訂しました。

今回は、令和 3 年 1 月 26 日付けで総務省から示された「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」に基づき、本計画の見直しを図ることとします。

今回改訂した本計画は、本村の具体的な施設の状況に基づき、長期的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進する観点から、令和 2 年 11 月に策定した「舟橋村公共施設長寿命化計画」（以下、「長寿命化計画」）と連動した、適切な公共施設等の管理推進を目的とします。

さまざまな施設や道路、橋りょうなど。

我々の生活を豊かにしてくれているものの、これからの本村の人口推移や財政の面から、長期的な観点で維持管理・修繕・更新を検討する必要があります。

2. 策定に関する国の指針（改訂前）

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（平成 26 年 4 月 22 日／総務省）には、次の留意事項が示されました。

（1）計画のポイント

- ①10 年以上の長期にわたる計画であること
- ②ハコモノ及びインフラ資産を含む地方公共団体所有のすべての公共施設等を対象とすること

（2）計画に記載すべき事項

- ①公共施設等の現況と将来の見通し
- ②公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
- ③施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

（3）計画策定にあたっての留意事項

- ①行政サービス水準等の検討
- ②公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・見直し
- ③住民との情報共有等
- ④数値目標の設定
- ⑤PPP/PFI の活用について
- ⑥市区町村域を超えた広域的な検討等について
- ⑦合併団体等の取組について

特に、公共施設等の管理に関する基本的な考え方として、点検・診断等の実施方針、維持管理・修繕・更新等の実施方針、安全確保の実施方針、耐震化の実施方針、長寿命化の実施方針、統合や廃止の推進方針、総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について記載することとなっていました。

3. 見直しに当たっての 留意事項

今回、「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての 留意事項について」（令和3年1月26日／総務省）には、次の留意事項が示されています。

(1) 記載すべき事項

①基本的事項

- ・計画策定年度及び改訂年度
- ・計画期間
- ・施設保有量
- ・現状や課題に関する基本認識
- ・過去に行った対策の実績
- ・施設保有量の推移
- ・有形固定資産減価償却率の推移

②維持管理・更新等に係る経費

- ・現在要している維持管理経費
- ・施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- ・長寿命化対策を反映した場合の見込み
- ・対策の効果額

③公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ・公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、安全確保、耐震化、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合・廃止）に係る方針
- ・全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

(2) 記載が望ましい事項

①数値目標

- ・計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標

・トータルコストの縮減・平準化に関する目標等

②施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

③地方公会計（固定資産台帳）の活用

④保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

(3) 団体の状況に応じて記載する事項

①広域連携

②地方団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

今回の改訂版では、(1)・(2)の内容を反映することとします。

4. 対象施設と計画期間

(1) 本計画の対象施設

対象は、本村が所有する全ての公共施設およびインフラ資産としますが、総務省の策定指針に基づいて、次の①から④を除く対象施設とします。

- ①河川は、適切に維持管理すれば永久に使用できるとされ、更新の概念がないものとして除外します。
- ②農林道等は、自治体における行政投資額の全体に占める割合が低く、対象とした場合、作業が極めて複雑になるため対象から除外します。
- ③建て替えを想定していないもの（文化財など）は対象外とします。
- ④事務組合、広域連合で運営する公共施設等については、それぞれの施設管理者で計画を策定することから、本計画の対象から除外します。

(2) 計画期間

平成 29 年度（2017 年度）から令和 28 年度（2046 年度）の 30 年間とします。

ただし、10 年ごとに計画の見直しと現状分析を行い、計画を更新することとします。

■ 図表 1-1：公共施設分類表（令和元年度末時点）

会計名	大分類	中分類	施設名	延床面積(㎡)
普通会計	行政系施設	庁舎等	舟橋村役場	2,392.3
		消防施設	舟橋村消防会館	212.5
	村民文化施設	集会施設	舟橋会館	2,652.6
			舟橋村稻荷地区 コミュニティセンター	140.8
	社会教育系 施設	図書館	舟橋村 文化・福祉複合施設	1,548.1
	スポーツ・レクリエーショ ン系施設	多目的 広場	舟橋村イベント広場	41.2
	学校教育系施設	学校	舟橋村立舟橋小学校	4,800.7
			舟橋村立舟橋中学校	4,443.5
	子育て支援 施設	幼児・児 童施設	舟橋村 子育て支援センター	192.1
		学童保育 施設	舟橋村 子育て支援・交流拠点	1,103.2
	保健・福祉 施設	高齢福祉 施設	舟橋村 デイサービスセンター	1,072.9
	公園	公園	京坪川河川公園	49.7
			舟橋村児童公園	9.9
	公営住宅	地域優良 賃貸住宅	子育て支援賃貸住宅 (リラフオートふなはし)	1,107.9
	その他	その他	舟橋駅南駐輪場	105.0
			舟橋駅自転車等駐車場	35.6
			舟橋郵便局	141.3
簡易水道 会計	簡易水道施設	簡易水道 施設	舟橋村 簡易水道第一水源地	34.0
			舟橋村 簡易水道第二水源地	389.0

延床面積合計	20,472.3
--------	----------

第2章

「人口ビジョン」から見る将来予測

1. 村の概況

2. 現在の状況と将来の人口予測

1. 村の概況

本村の東西の長さは約 2.5km、南北の長さは約 3.0km、面積は 3.47k m²であり、全国の自治体の中で「最も小さい村」です。富山平野のほぼ中央に位置し、豊かな自然と整備された田園、そして雄大な立山連峰を望む景観は、四季折々で美しい表情を見せてくれます。

村内中央には富山地方鉄道が走り、隣接する富山市の中心部に約 15 分でアクセスできます。この恵まれた地理的条件から、近年ではベッドタウンとして人口・世帯数ともに大幅に増加し、日本一小さな村ですが自然豊かで活気溢れる村となっています。

■隣接する市町村

富山市

中新川郡：上市町、立山町



■主要地方道

富山県道 3 号富山立山魚津線

富山県道 4 号富山上市線

富山県道 6 号富山立山公園線

富山県道 15 号立山水橋線

■一般県道

富山県道 159 号竹内清水堂線

富山県道 161 号岩嶺寺大石原水橋線

富山県道 147 号立山舟橋線



〔地図の引用：舟橋村 HP より〕

2. 現在の状況と将来の人口予測

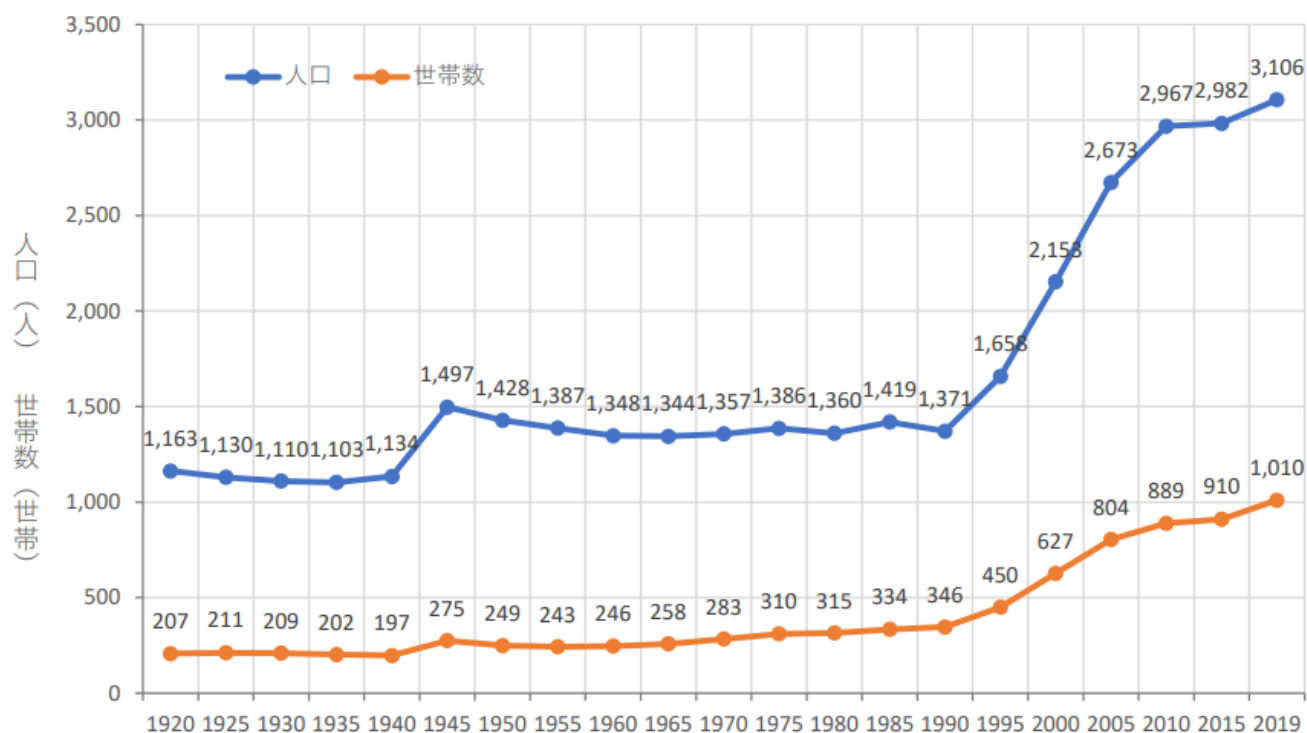
次に、令和2年度にとりまとめられた「第2期舟橋村人口ビジョン」（以下、「人口ビジョン」）を参考に、現在の状況と将来予測を考察していきます。（本章の図表についてはすべて「人口ビジョン」から転用）

(1) 人口の推移と現況分析

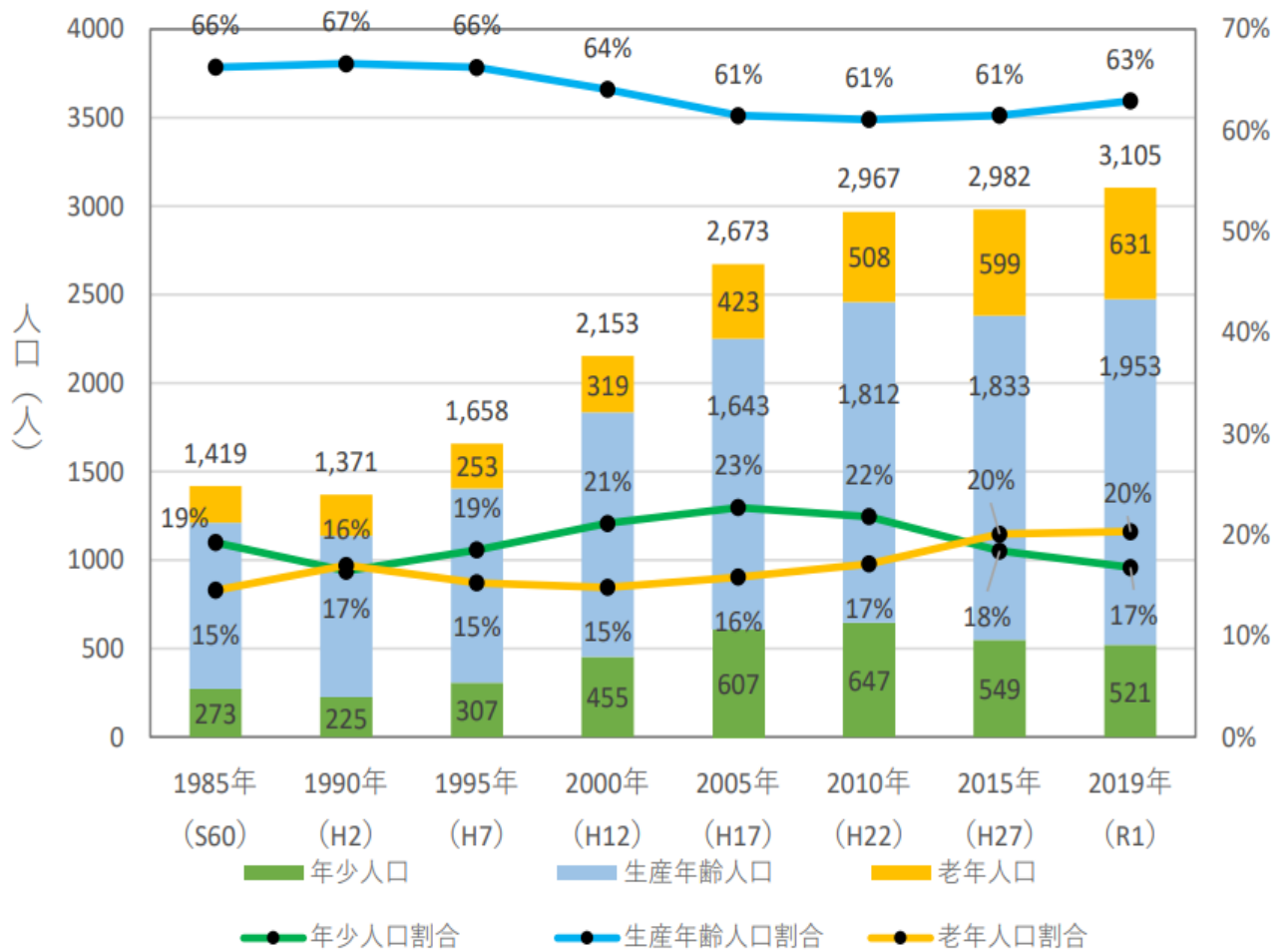
昭和25年（1950年）から平成2年（1990年）にかけて本村の人口は1,400人（300世帯）前後で推移していましたが、住宅地開発を進めた平成元年（1989年）以降人口が急速に増加し、平成22年（2010年）には2,967人（889世帯）となりました。

平成19年（2007年）以降、住宅開発件数は鈍化しており、人口も横ばいとなりました。舟橋村総合戦略を開始した平成27年（2015年）以降は、再び人口、世帯数が増加しています。

■ 図表 2-1：これまでの人口と世帯数の推移



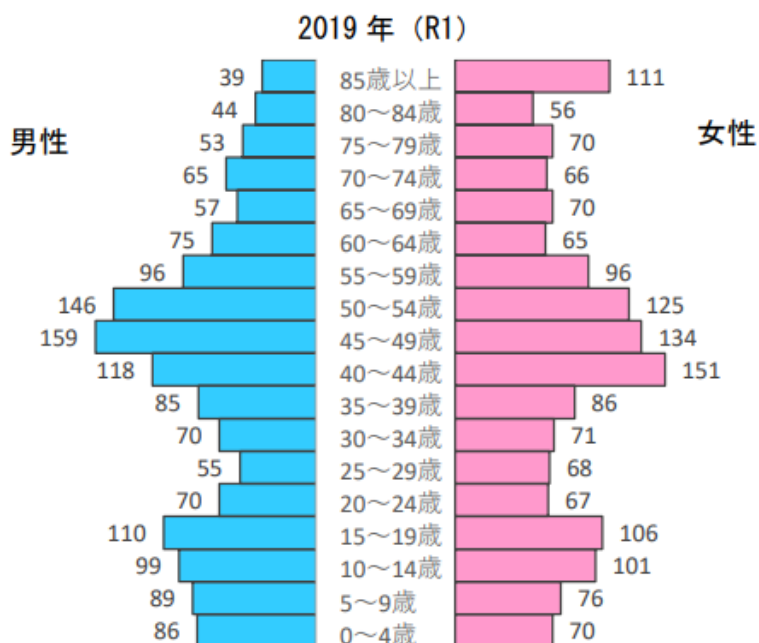
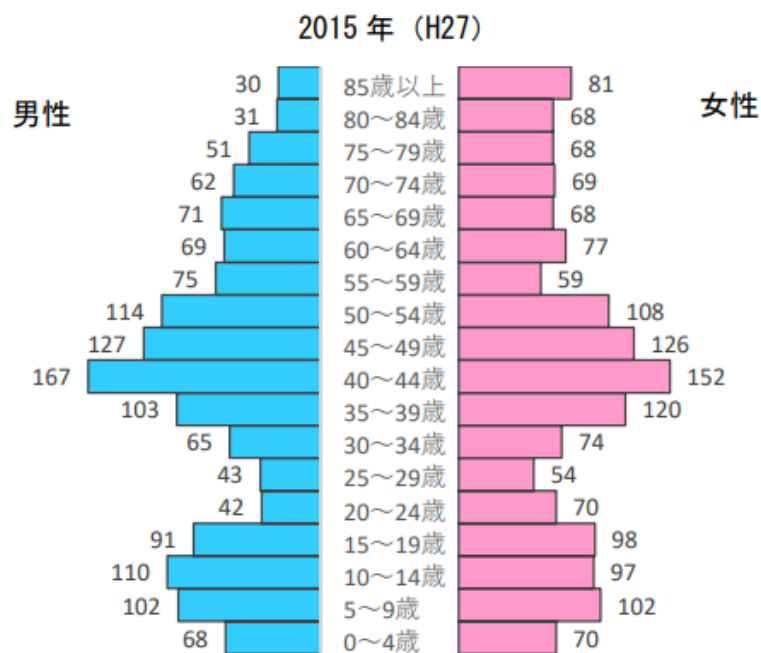
■ 図表 2-2：年齢3区分別人口の構成比の推移



令和元年（2019年）の本村における年齢3区分別人口及び構成比は、年少人口（0～14歳人口）が521人（17%）、生産年齢人口（15～64歳人口）が1,953人（63%）、老年人口（65歳以上人口）が631人（20%）となっています。

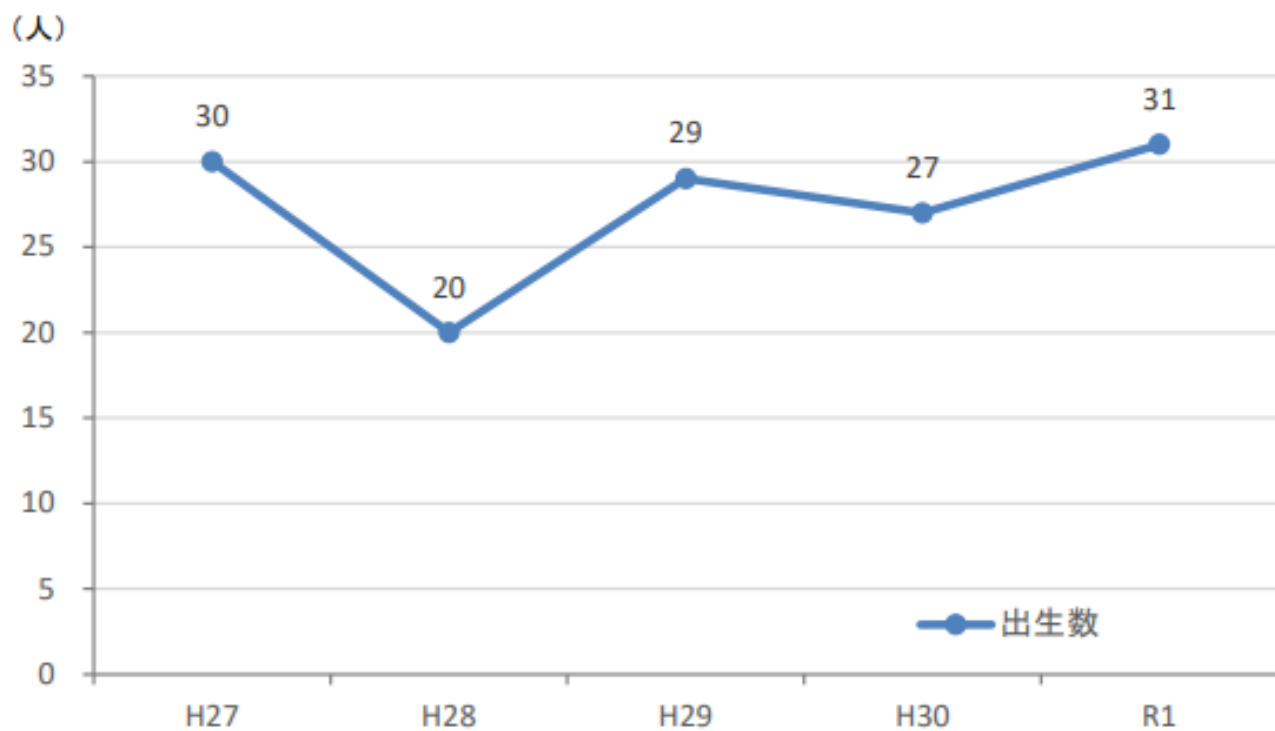
生産年齢人口に関しては、平成27年（2015年）の1,833人から令和元年（2019年）は1,953人と120人（6.5%）増加しています。

■ 図表 2-3：平成 22（2010）年の人口ピラミッド



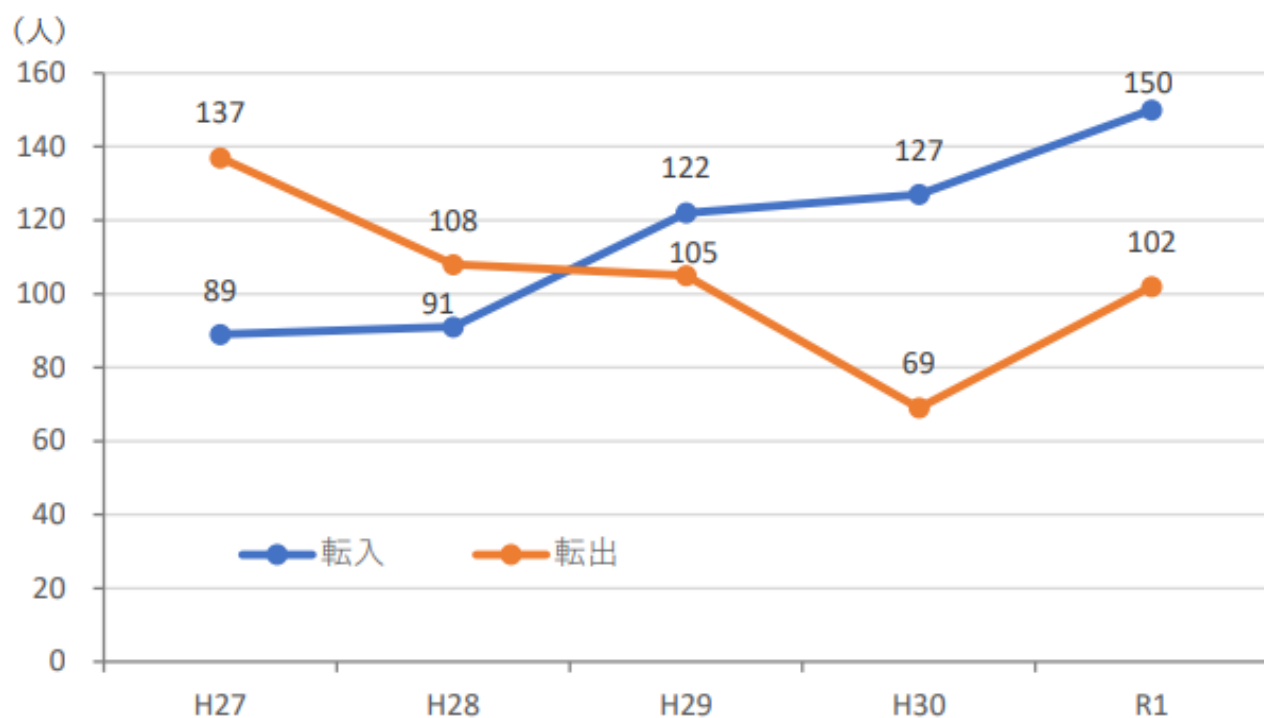
団塊ジュニアの世代が多く、令和元年（2019 年）においては 45～49 歳が最も多くなっています。平成 27 年（2015 年）の 20～39 歳を、令和元年（2019 年）の 25～44 歳と比較すると、各年齢階層において増加している年代が多く、若い人の転入超過傾向が伺えます。

■ 図表 2-4：出生数の推移



年間 30 人の出生数の目標に対し、目標水準を達成している年度が多いですが、合計値では目標をやや下回っています。

■ 図表 2-5：転入・転出の推移



転入の促進、転出の抑制が進んでおり、平成 29 年（2017 年）以降は転入超過となっており、令和元年（2019 年）において、48 人の社会増を達成しています。

(2) 人口の将来予測

「人口ビジョン」が目指す将来人口は、次の前提条件を掲げた上で、「平成 72 (2060)

年の人口目標を 2,768 人」としています。

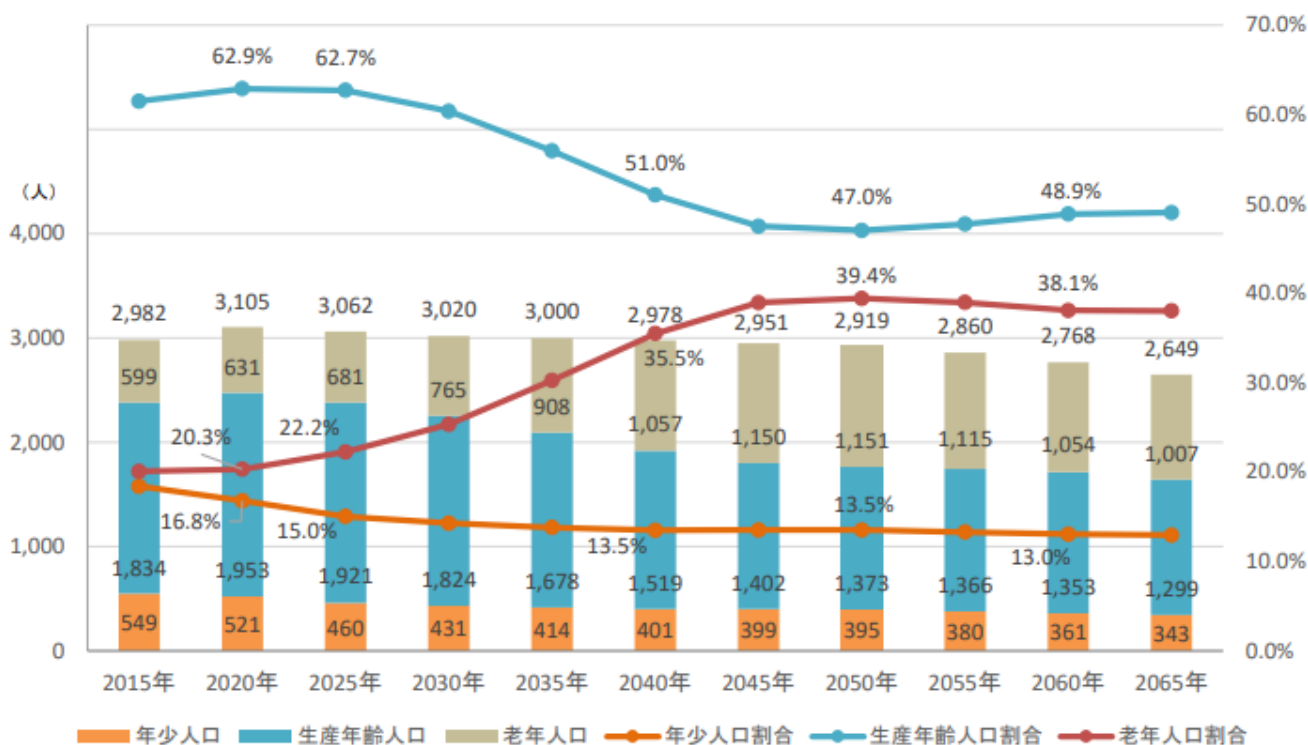
第 1 期人口ビジョンは平成 27（2015）年に策定しており、子育て世代の転入促進を図りながら、出生率の向上を推進し、人口構造を維持する目標が設定されています。

第 1 期総合戦略に基づき実施した各種創生事業により、本村では子育て共助のまちづくりが進み、若い世代の転入、出生率の向上が達成されています。

一方、今後の人口の見通しを推計すると、長期的な人口構造を維持するためには、高い出生率を達成するとともに、若い世代の転入を継続的に確保していくことが必要です。

本村では、長期的な人口構造の維持を目標とし、一定数の転入の確保、高い出生率の達成を目指すことを方針とします。（「人口ビジョン」より引用）

■ 図表 2-6：「人口ビジョン」が目指す将来人口推計



総人口は、令和 22 年（2040 年）において 2,978 人（令和 2 年（2020 年）比▲127 人）、令和 42 年（2060 年）において 2,768 人（令和 2 年（2020 年）比▲337 人）であり、ほぼ横ばいで推移します。老年人口比率は令和 32 年（2050 年）まで上昇し約 39%に達します。

一方、令和 32 年（2050 年）まで生産年齢人口比率は低下し約 47%となります。

（３）「人口ビジョン」にみる課題

「人口ビジョン」にみる本村の課題を整理しておきます。

■ 高齢化対策の課題

高齢福祉における公共施設等のあり方とその活用について、単に高齢化対策としてとらえるのではなく、若年層が将来、高齢者になっても安心して住み続けられるまちづくりの礎になることを意識して取り組む必要があります。

また、図表 2-6 の予測で「老年人口割合」も示されていますが、超高齢社会への予測と対応も検討していくべき課題であり、行政としてなすべき公的サービスと、地域の絆や助け合いで支えていくべきサービスのあり方を、地域別の人口動態などをふまえてどのようにしていくか、検討していく必要があります。

■ 若年層への課題

生産年齢人口を増加させる施策として、就労しやすい環境や子を持つ若い世帯への支援などが挙げられます。

若年層の方が転入しやすい環境を整えるとともに、生まれ育った若者が転出しないようにするためにも、「住まい」「雇用」「子育て支援」など、さまざまな対応とその充実が求められます。

■ 自然増減・社会増減の課題

住宅供給や定住促進事業が本村の人口を大きく左右してきました。今後は、適正規模の人口と年齢構成を保つための安定した住宅供給や定住促進のためのさまざまな施策が求められます。

また、いつまでも住み続けたいと思える地域の輪、住民の絆づくりを推進し、本村だからこそ享受できる幸福感や本村の魅力をアピールすることも重要であり、愛郷心を育てることで転出を抑制することにも努めます。

第3章

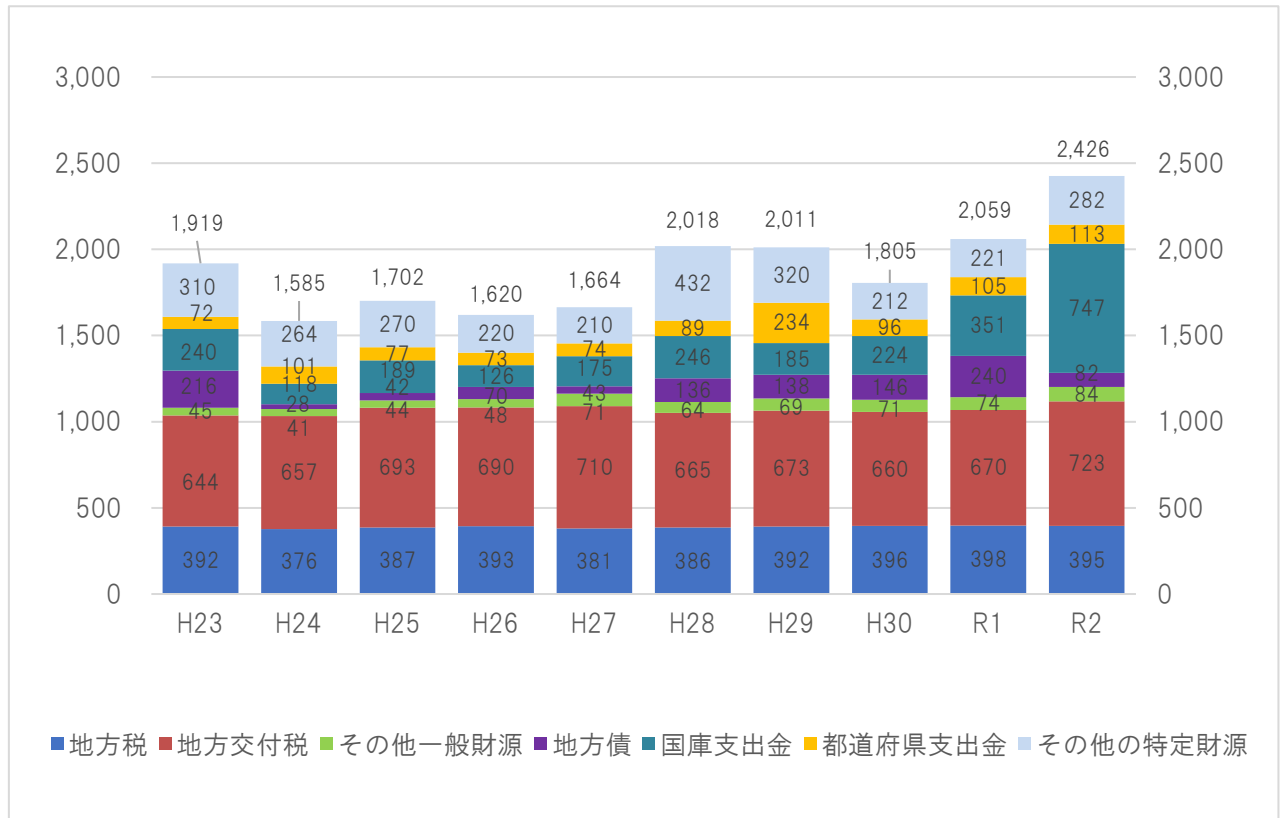
財政状況

1. 普通会計の歳入および歳出の状況
2. 普通会計における投資的経費の推移

1. 普通会計の歳入および歳出の状況

次に、本村の過去 10 年間の財政状況をみていきます。公共施設等を維持管理、更新していくためには、財政状況が大きく関係するためです。

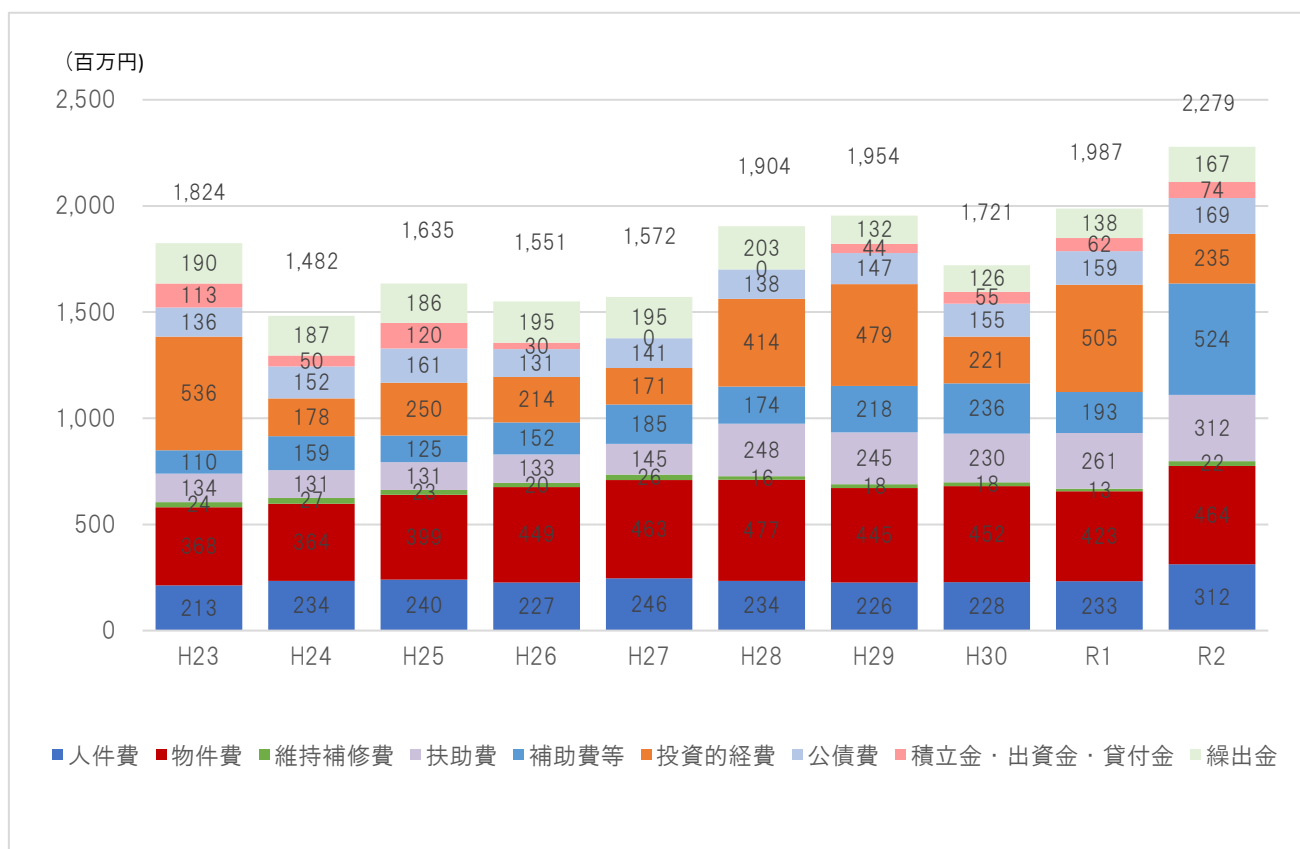
■ 図表 3-1：歳入の推移（普通会計）



令和 2 年度の普通会計の歳入は 24.3 億円です。その内訳は国庫支出金が 7.5 億円と最も多く、次いで地方交付税が 7.2 億円、地方税 4.0 億円となっています。

歳入全体の推移は、10 年間の平均（平成 23～令和 2 年度）は、年平均 18.8 億円となっています。

■ 図表 3-2：歳出の推移（普通会計）



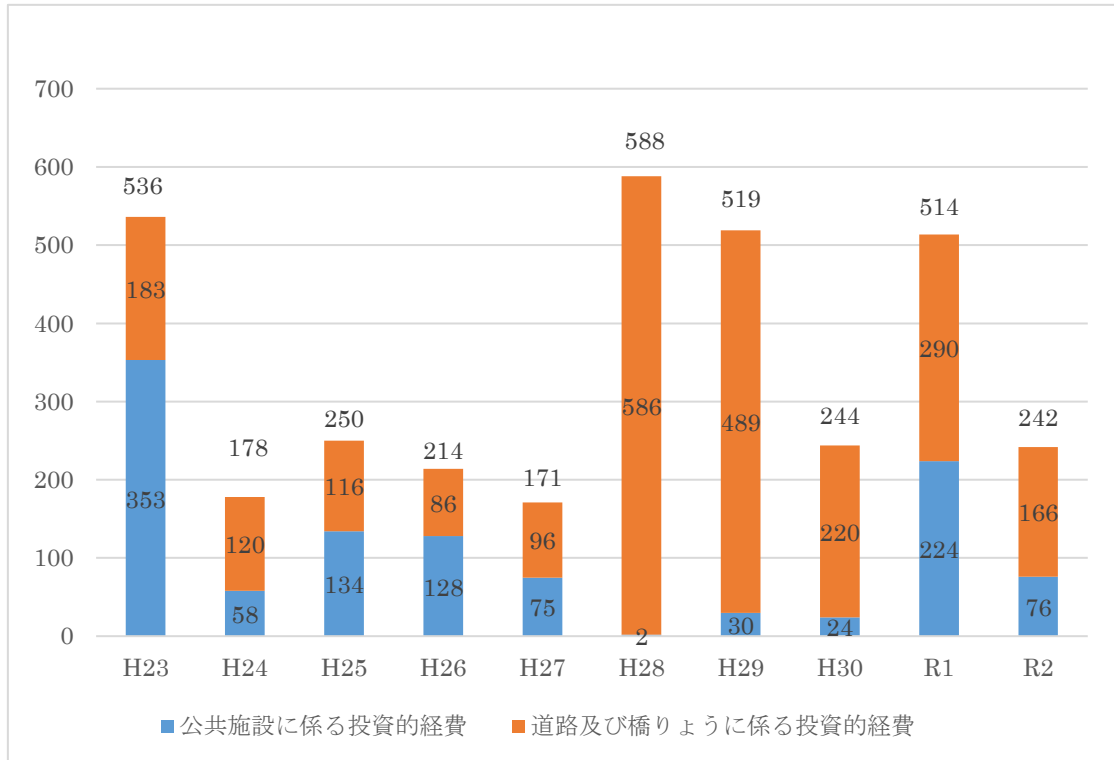
令和2年度の普通会計の歳出は22.8億円です。その内訳は補助費等が最も多く5.2億円、次いで物件費4.6億円、人件費と扶助費が3.1億円となっています。

この10年間で、人件費、物件費、扶助費、補助費等に増加の傾向がみられ、今後も増え続けるものと予測されます。

公共施設（ハコモノ）や道路、橋りょうの建設費にあたる「投資的経費」については、過去10年間（平成23～令和2年度）で総額32.0億円（年平均3.2億円）となっています。

2. 普通会計における投資的経費の推移

■ 図表 3-4：投資的経費の推移（普通会計）



図表 3-4 から、普通会計の投資的経費には、公共施設（ハコモノ）と、道路、橋りょうの経費が含まれていることがわかります。第 4 章で、公共施設とインフラ資産（道路・橋りょう・上水道）の更新費用試算を行うため、以下の通り、数値を整理しておきます。

○過去 10 年（H23～R2 年度）の実績			
	総額（億円）	平均（億円/年）	備考
「投資的経費」 （普通会計）	34.6	3.5	図表 3-4 より算出
公共施設に係る 投資的経費	11.0	1.1	
「投資的経費」（普通会計）に おける「公共施設に係る投資的 経費」の割合		1.1÷3.5×100≒31.4%	

第4章

公共施設等の現状と将来分析

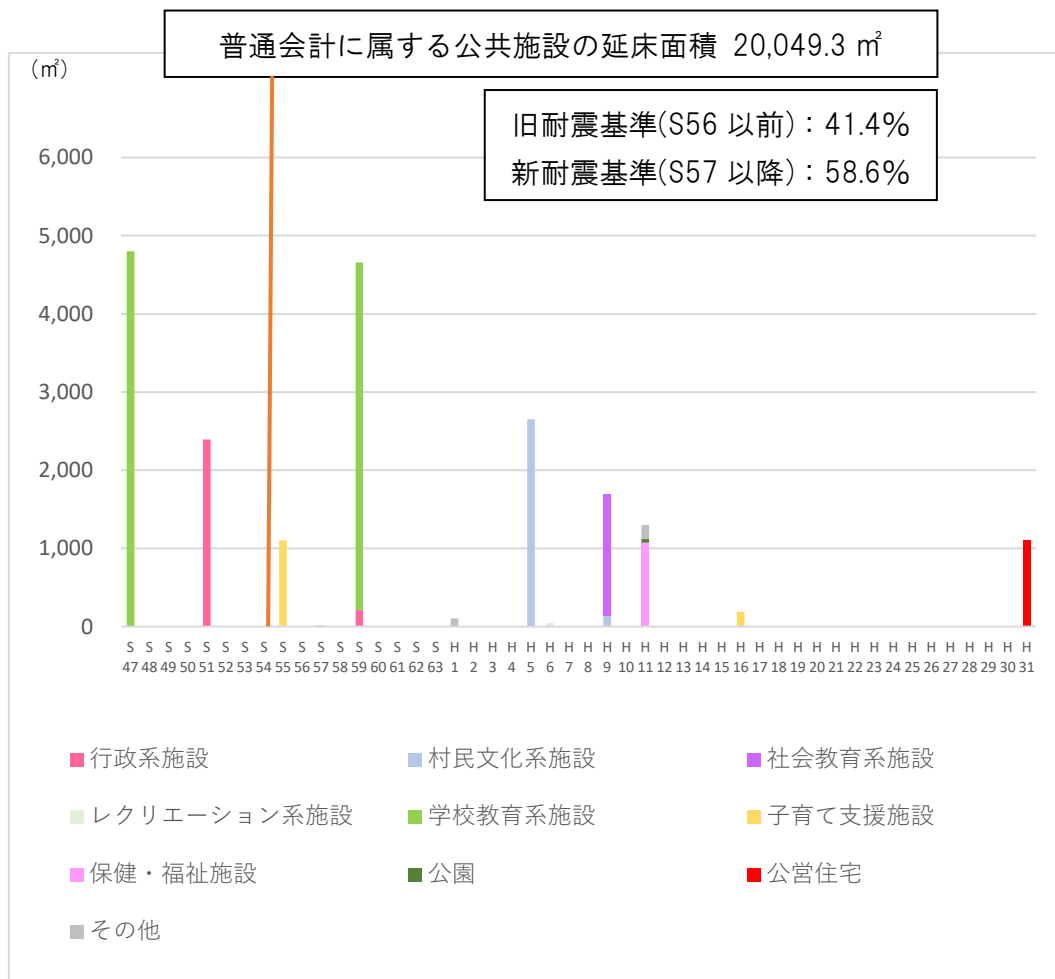
1. 公共施設の延床面積と更新コスト試算
2. インフラ資産の現状と更新コスト試算
3. 長寿命化をする場合の将来の更新費用
4. 対策の効果額

1. 公共施設の延床面積と更新コスト試算

(1) 公共施設の延床面積とその割合

図表 1-1（公共施設分類表）で掲げた施設のうち、普通会計に属する公共施設の延床面積と建築年の分布をみていきます。

■図表 4-1：公共施設の延床面積と建築年（普通会計）

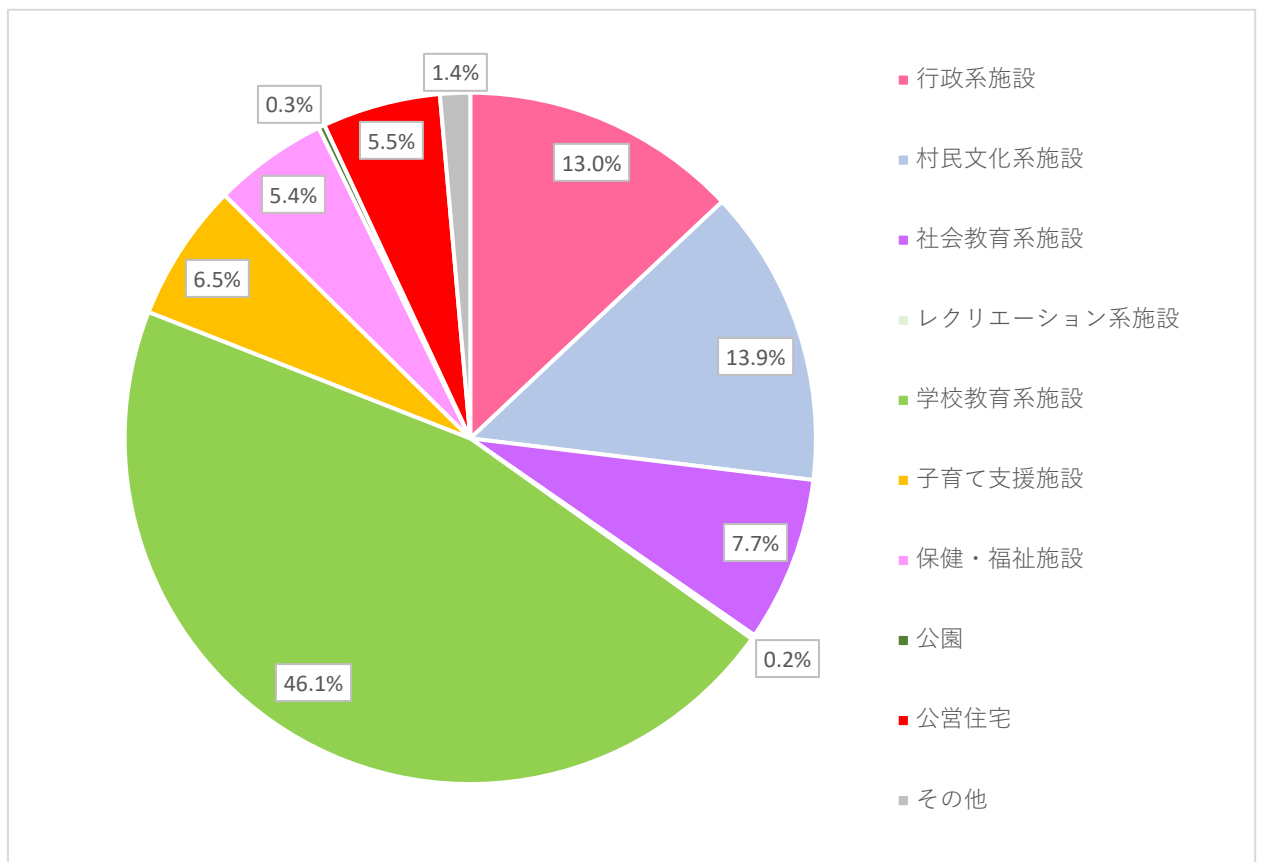


普通会計に属する公共施設の延床面積の合計は 20,049.3 m²であり、うち旧耐震基準となる昭和56年（1981年）以前に建設された公共施設は 41.4%、昭和57年（1982年）以降に建設された公共施設は 58.6%です。

旧耐震基準以前に建設された施設は、役場庁舎、舟橋小学校の校舎と体育館、子育て支援・交流拠点施設です。

次に、普通会計の分類別の延床面積の割合をみていきます。

■図表 4-2：公共施設の延床面積の割合（分類別）



延床面積の割合が一番大きいのは学校教育系施設であり、46.1%です。次に、村民文化系施設が 13.9%、行政系施設が 13.0%、社会教育系施設が 7.7%となっています。

■図表 4-2-1：施設量の推移

施設区分		H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	R1 年度末
大分類	中分類	延床面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
行政系施設	庁舎等	2,392.3	2,392.3	2,392.3	2,392.3	2,392.3
	消防施設	212.5	212.5	212.5	212.5	212.5
村民文化系施設	集会施設	2,793.4	2,793.4	2,793.4	2,793.4	2,793.4
子育て支援施設	幼児・児童施設	1,295.3	1,295.3	1,295.3	1,295.3	1,295.3
保健・福祉施設	高齢福祉施設	1,072.9	1,072.9	1,072.9	1,072.9	1,072.9
社会教育系施設	図書館	1,548.1	1,548.1	1,548.1	1,548.1	1,548.1
レクリエーション系施設	多目的広場	41.2	41.2	41.2	41.2	41.2
学校教育系施設	学校	9,244.2	9,244.2	9,244.2	9,244.2	9,244.2
公園	公園	59.6	59.6	59.6	59.6	59.6
公営住宅	地域優良賃貸住宅	—	—	—	—	1,107.9
その他	その他	281.9	281.9	281.9	281.9	281.9
計		18941.4	18941.4	18941.4	18941.4	20049.3

■図表 4-2-2：減価償却率の推移

	減価償却率
H27 末	56.1%
H28 末	61.3%
H29 末	63.6%
H30 末	66.2%
R1 末	68.9%

■図表 4-2-3：過去に行った対策の実績

年度	施設名称	内容	金額（円）
H28	舟橋中学校	正面玄関改修	1,032,847
		放送設備更新	1,836,000
	舟橋会館	タイルカーペット張替	2,500,000
	舟橋村簡易水道 第二水源地	配水池水位計更新	1,040,040
H29	デイサービス センター	冷温水発生機更新	9,072,000
	舟橋中学校	屋上防水改修	16,880,400
		1 階生徒昇降口横トイレ改修	1,674,000
	舟橋村文化・ 福祉複合施設	2 階テンパードア取替費	1,242,000
	舟橋村簡易水道 第一水源地	耐震化 S U S 配水池築造	36,131,400
	舟橋村簡易水道 第二水源地	フェンス交換	3,078,695
H30	舟橋中学校	体育館棟屋上防水改修	5,766,120
	舟橋村簡易水道 第一水源地	耐震化電機室築造等	66,869,280
R1	舟橋村子育て 支援・交流拠点	空調機更新	690,000
		中庭アスファルトゴムチップ 舗装	2,462,400

■図表 4-2-4：現在要している維持管理経費

行政系施設		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	5年平均
光熱水費	舟橋村役場	3,959,645	3,670,029	4,136,388	4,338,389	4,379,171	4,096,724
	消防会館	145,101	144,128	147,097	149,019	146,601	146,389
	舟橋会館	11,479,872	10,786,844	11,241,388	12,631,242	13,786,481	11,985,165
	舟橋村文化・福祉複合施設	3,546,091	3,405,857	3,687,708	3,974,405	3,934,865	3,709,785
	舟橋小学校	6,471,228	6,411,102	7,089,868	7,381,652	7,224,784	6,915,727
	舟橋中学校	4,486,581	4,345,395	4,902,394	4,851,924	4,679,795	4,653,218
	学童保育施設					1,448,912	289,782
	子育て支援センター	500,731	461,487	479,838	467,964	443,231	470,650
	デｲｰビﾝｸﾞセンター	12,712,259	12,700,059	14,082,425	14,300,161	13,568,869	13,472,755
	舟橋郵便局						0
計		43,301,508	41,924,901	45,767,106	48,094,756	49,612,709	45,740,196
施設整備費	舟橋村役場	0	0	0	0	0	0
	消防会館	0	0	0	96,072	0	19,214
	舟橋会館	15,541,200	2,500,000	0	0	1,088,600	3,825,960
	舟橋村文化・福祉複合施設	0	864,259	518,400	0	0	276,532
	舟橋小学校	1,242,000	0	1,499,040	2,695,680	356,400	1,158,624
	舟橋中学校	4,474,440	3,333,247	18,554,400	7,111,320	82,944	6,711,270
	学童保育施設				9,642,000	2,462,400	2,420,880
	子育て支援センター						0
	デｲｰビﾝｸﾞセンター						0
	舟橋郵便局						0
計		21,257,640	6,697,506	20,571,840	19,545,072	3,990,344	14,412,480
維持修繕費	舟橋村役場	1,570,551	831,560	346,811	900,041	668,492	863,491
	消防会館	168,852	82,122	50,329	295,033	195,178	158,303
	舟橋会館	2,257,935	1,920,737	2,685,908	2,246,709	2,034,677	2,229,193
	舟橋村文化・福祉複合施設	463,320	1,360,924	661,800	314,280	1,712,350	902,535
	舟橋小学校	894,603	1,284,552	1,089,588	1,434,387	643,444	1,069,315
	舟橋中学校	1,635,475	1,164,578	1,182,144	884,784	1,737,194	1,320,835
	学童保育施設					1,448,041	289,608
	子育て支援センター	270,074	175,828	216,552	178,360	191,328	206,428
	デｲｰビﾝｸﾞセンター	775,437	1,890,917	225,285	1,115,617	1,658,300	1,133,111
	舟橋郵便局						0
計		8,036,247	8,711,218	6,458,417	7,369,211	10,289,004	8,172,819
施設関連経費合計		72,595,395	57,333,625	72,797,363	75,009,039	63,892,057	68,325,496

第2章（「人口ビジョン」から見る将来予測）から、今後、村全体の人口は微増を見込んでいますが、少子高齢化は進むことがわかります。それに対応する形で公共施設のあり方を検討していくことが必要です。

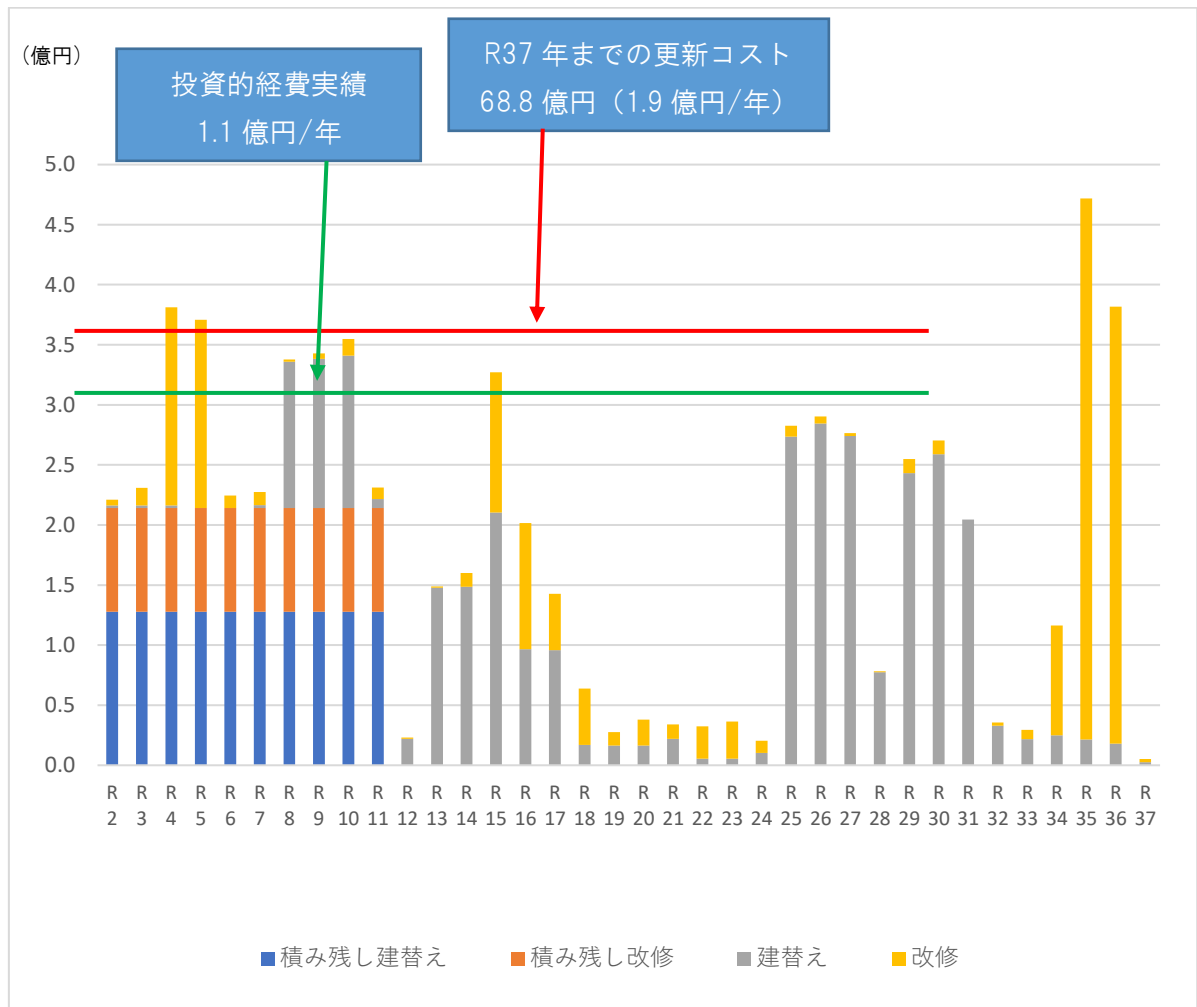
また、図表4-1でもみられるように、行政系施設や学校教育系施設は建築年の古い施設がみられるため、耐用年数の超過に伴う適切な規模での更新（いわゆる建て替え）を行っていく必要があります。

いずれにせよ、一度建設したものは長期的な維持管理を行っていかなければならない観点から、建て替えや統廃合に伴う施設の総量については、行政サービス水準のあり方も含めて十分に検討することが求められます。

(2) 公共施設の更新コスト試算

次に、現在の公共施設をすべて維持した上で、改修や建て替えを行っていく場合のコスト試算を行ってみます。

■図表 4-3：公共施設の更新コスト試算



普通会計に属する現在保有の公共施設をこれからもすべて維持していくと仮定した上で改修や更新（建替え）を行った場合、令和 37 年までの更新コストは総額 68.8 億円、年平均 1.9 億円（赤線）という試算になりました。

平成 23～令和 2 (2011～2020) 年度の公共施設に係る投資的経費の実績が、年平均 1.1 億円（緑色線）であり、現在保有の公共施設を維持管理・修繕・更新していくためには、実績以上の負担増が見込まれます。

2. インフラ資産の現状と更新コスト試算

(1) インフラ資産の現状

■図表 4-4-1：インフラ資産一覧表（施設量の推移：道路）

道路		村道			農道
		1 級	2 級	その他	
H27 年度末	道路延長(m)	1,021	2,527	20,211	3,057
	面積(m ²)	7,851	20,345	132,904	12,336
H28 年度末	道路延長(m)	1,021	2,527	20,656	2,613
	面積(m ²)	7,851	20,345	134,935	10,346
H29 年度末	道路延長(m)	1,021	2,577	20,988	2,613
	面積(m ²)	7,851	20,646	138,053	10,346
H30 年度末	道路延長(m)	1,021	2,577	20,915	2,613
	面積(m ²)	7,851	20,646	139,656	10,346
R1 年度末	道路延長(m)	1,021	2,577	21,744	2,613
	面積(m ²)	7,851	20,646	145,485	10,346

①道路

本村が所有し管理する一般道路は、実延長 25,342.0m、改良率 97.4%となっています。

■図表 4-4-2：インフラ資産一覧表（施設量の推移：橋りょう）

橋梁		合計	SPC 橋	PC 橋	RC 橋
H27 年度末	橋梁数(橋)	13	1	5	7
	延長(m)	107.5	18.7	64.7	24.1
	面積(m ²)	783.75	134.64	495.59	153.52
H28 年度末	橋梁数(橋)	13	1	5	7
	延長(m)	107.5	18.7	64.7	24.1
	面積(m ²)	783.75	134.64	495.59	153.52
H29 年度末	橋梁数(橋)	13	1	5	7
	延長(m)	107.5	18.7	64.7	24.1
	面積(m ²)	783.75	134.64	495.59	153.52
H30 年度末	橋梁数(橋)	13	1	5	7
	延長(m)	107.5	18.7	64.7	24.1
	面積(m ²)	783.75	134.64	495.59	153.52
H31 年度末	橋梁数(橋)	13	1	5	7
	延長(m)	107.5	18.7	64.7	24.1
	面積(m ²)	783.75	134.64	495.59	153.52

②橋りょう

本村は 13 本、総延長 107.5m の橋りょうを有しており、うち 11 本が 15m に満たない比較的短い橋です。

■図表 4-4-3：インフラ資産一覧表（施設量の推移：水道）

上水道		総延長	送水管	配水管
H27 年度末	管路延長(m)	24,519	0	24,519
	簡易水道(m)	24,519	0	24,519
H28 年度末	管路延長(m)	26,143	731	25,412
	簡易水道(m)	26,143	731	25,412
H29 年度末	管路延長(m)	26,282	731	25,551
	簡易水道(m)	26,282	731	25,551
H30 年度末	管路延長(m)	26,347	731	25,616
	簡易水道(m)	26,347	731	25,616
H31 年度末	管路延長(m)	27,058	731	26,327
	簡易水道(m)	27,058	731	26,327

③水道

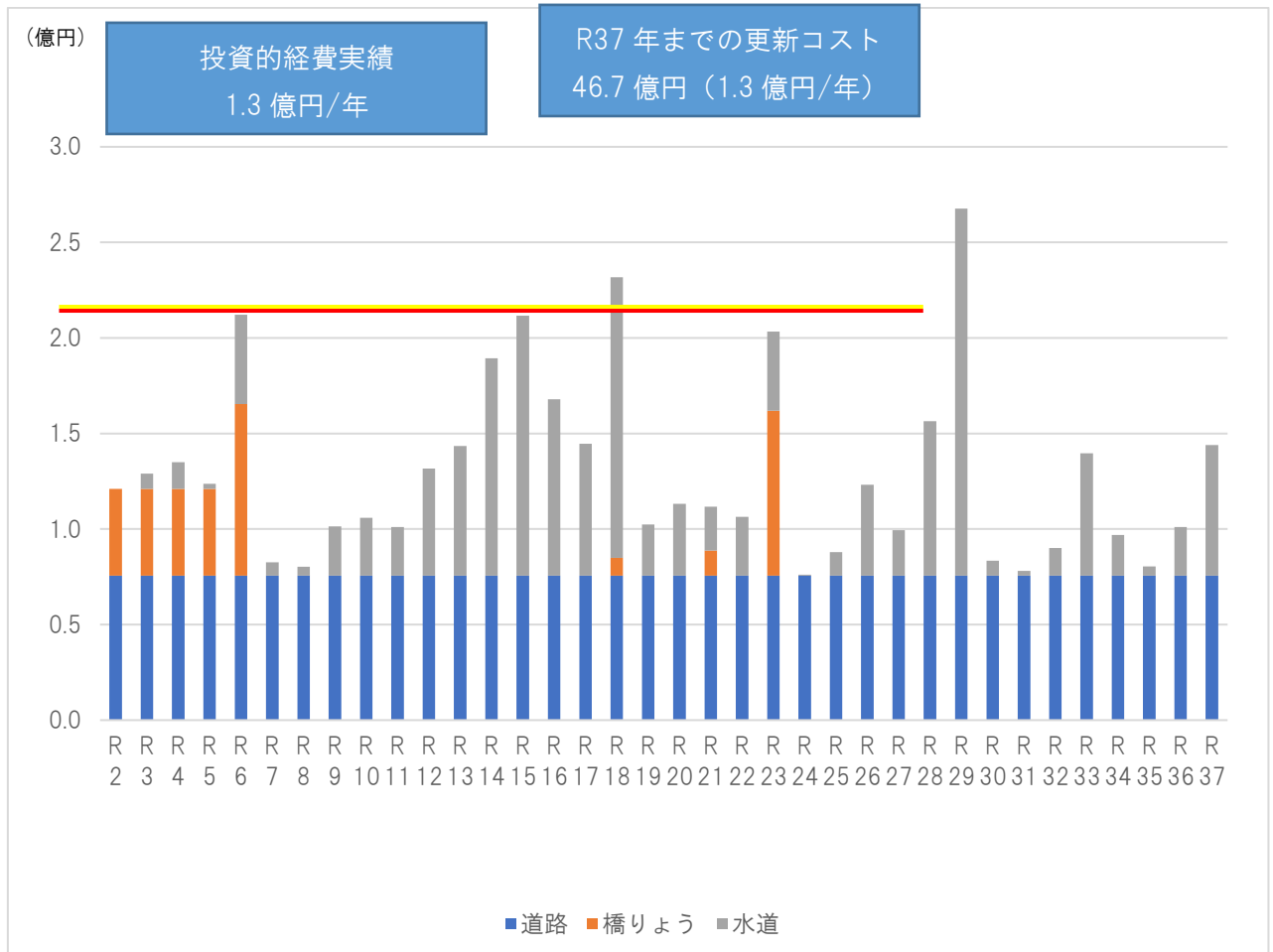
水道の総延長は 27,058m で、普及率は 99.3%となっています。

■図表 4-4-4：インフラ資産 減価償却率の推移

	道路	橋りょう	水道
H27 末	62.4%	66.5%	56.8%
H28 末	63.2%	68.1%	53.1%
H29 末	63.5%	69.7%	53.5%
H30 末	65.3%	71.0%	53.3%
R1 末	67.0%	72.0%	51.8%

(2) インフラ資産の更新コスト試算

■図表 4-5：インフラ資産の更新コスト試算（簡易水道施設を含む）



簡易水道会計である簡易水道施設を含む、既存のインフラ資産を維持して改修や更新を行った場合、令和37年までの更新コストは総額46.7億円、年平均1.3億円（赤線）という試算になりました。

平成23～27（2011～2015）年度の既存更新コストは年平均1.3億円（黄色線）であり、現在保有のインフラ資産については、実績と必要コストが同一です。

インフラ資産は住民が生活をする上で欠かせないものであり、その性質上、一度築いたものはなかなか廃止できないため、財政状況や地域の人口動態を勘案して、適切な維持管理・修繕・更新に努めます。

3. 長寿命化対策をする場合の将来の更新費用

(1) 公共建築物長寿命化による建替年数の延伸

①耐用年数（寿命）の考え方

本章 1, 2 では、「統一的な基準による地方公会計制度」に基づいて本村が毎年度更新している固定資産台帳を基に将来必要額の試算を行った際、耐用年数は固定資産台帳記載の数値を用いました。

一般的に耐用年数は、次の 4 つに分類されます。

■図表 4-6：耐用年数の一覧

物理的 耐用年数	公共建築物躯体や部位・部材が、物理的原因等により劣化し、要求される限界性能を下回る年数
経済的 耐用年数	継続使用のための補修・修繕費や、その他の費用が、改築または更新費用を上回る年数
法定 耐用年数	固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数（固定資産台帳で採用）
機能的 耐用年数	使用目的が当初計画から変更、または、建築技術等の進展や環境的变化等に対して陳腐化する年数

上記のうち、「物理的耐用年数」が、その他の耐用年数より長くなることが一般的ですが、固定資産台帳では「法定耐用年数」を採用しており、それに基づいた試算を行ったのが、本章 1-(2)・2-(2)です。

近年、「予防保全型管理」として、日常の点検や法定点検等により異常の有無や兆候を事前に把握・予測することで計画的に修繕を行い、故障による停止や事故を防ぎ、建築物の部材を適切に保全することで長寿命化を図る取組が増えています。

本村でも、「予防保全型管理」の考え方に基づいて、「法定耐用年数」よりも長く公共施設等を使用できるよう、適切な維持管理を図っていくことが必要とされています。

②長寿命化対策の考え方

公共施設等を長寿命化するために、計画的に修繕等の保全を進めて行くためには、計画の基準となる更新年数を定める必要があります。それを基に、将来の更新費用がどの程度必要になるのか試算をすることが可能となります。

前述したように、公会計で利用している固定資産台帳では、「法定耐用年数」を採用しています。本章 1-(2)・2-(2)の試算結果は、「法定耐用年数」が経過した時点で更新する場合の見込み額ですが、本村のこれまでの公共施設等への取組の状況を鑑みると、点検とそれに伴う修繕を行うことにより、「法定耐用年数」以上の期間、利用されています。

また、公共建築物は、「法定耐用年数」を迎える前に改修することで、実際に使用できる期間を延長できると考えられます。これらのことから、今回の長寿命化対策を行う場合の将来負担コストについては、適切な点検や修繕及び改修を行うことにより、「法定耐用年数」

上の期間、利用できると仮定して試算することとします。

その場合の建築物の更新時期は、本村が令和 2 年 11 月に策定した「舟橋村公共施設長寿命化計画」に基づいて、公共建築物の耐用年数を次の通り設定します。

■図表 4-7：目標耐用年数の設定

建築物の構造			建築物の耐久計画における目標耐用年数	目標耐用年数
鉄筋鉄骨コンクリート造・鉄筋コンクリート造	高品質		80～120年	80年
	普通品質		50～80年	
鉄骨造	重量鉄骨	高品質	80～120年	80年
		普通品質	50～80年	
	軽量鉄骨		30～50年	40年
ブロック造・れんが造			50～80年	60年
木造			50～80年	60年

③公共建築物長寿命化対策を行う場合の将来の更新費用試算

今回の本計画改定では、長寿命化対策を行う場合の将来必要額試算と、それに伴う効果額の算出が必要です。耐用年数は、建物本体については図表 4-7 で示す「目標耐用年数」を用い、建物附属設備は「舟橋村公共施設長寿命化計画」の改修周期で示す通り、20 年と設定します。

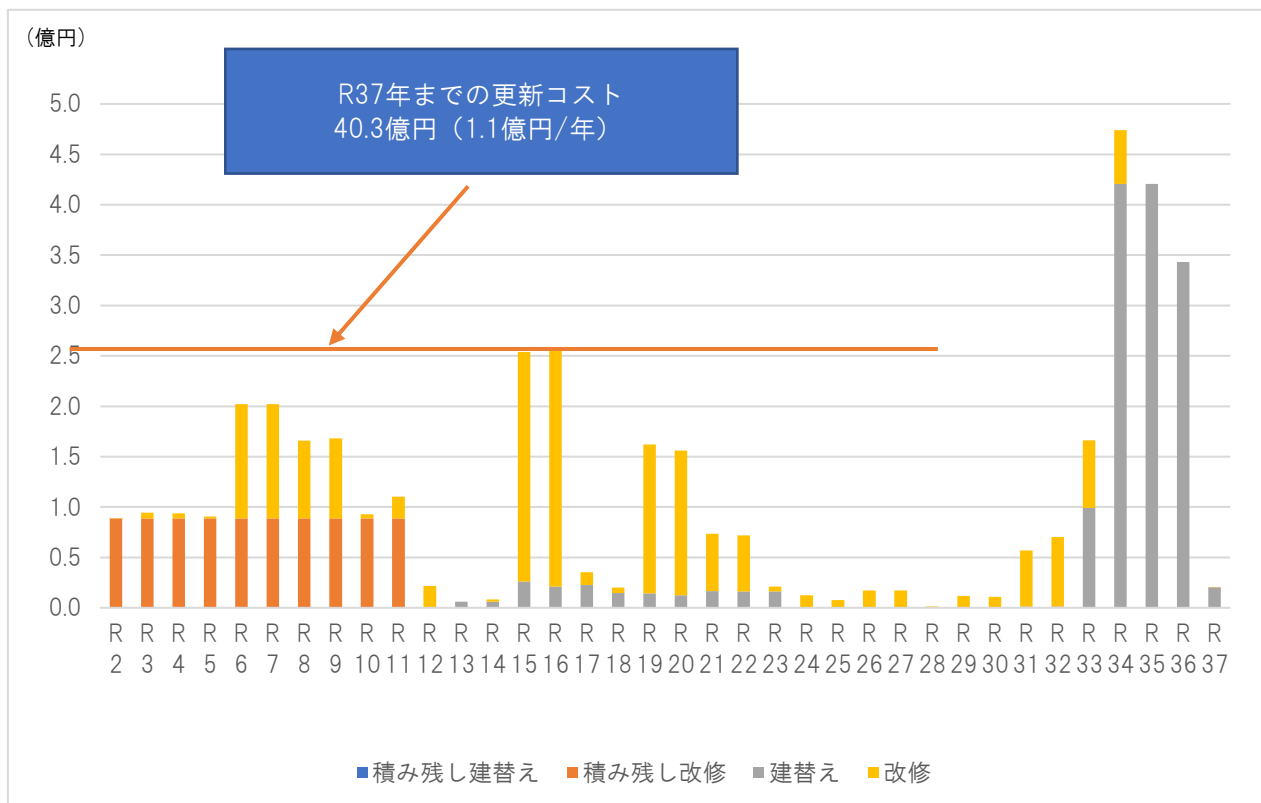
また、算出の条件として、以下を設定します。

<試算条件>

- (i) 耐用年数満了時に、取得価額と同一額で建替
- (ii) 耐用年数の半分を経過時に、取得価額の約 6 割の額で改修

これらの条件により、試算した結果、公共建築物の長寿命化対策を行う場合の将来必要額は、次頁の通りとなりました。

■図表 4-8：将来必要額試算（長寿命化_公共建築物）



＜試算結果＞

長寿命化対策を行い、全施設を保有するために必要な金額は、令和 2 年から令和 37 年までの合計で、約 40.3 億円（約 1.1 億円/年）となります。

平成 29 年 3 月の本計画策定時の試算では、約 80.9 億円（約 2.0 億円/年）、本章 1-(2) で示したように固定資産台帳を用いた耐用年数満了時に建替を行う試算では、約 68.8 億円（約 1.9 億円/年）だったため、長寿命化により将来必要額は抑えられることになります。

投資的経費（普通建設事業費）の既往実績額（平成 23 年～27 年の平均額）が約 1.5 億円/年に対して、必要な金額は約 1.1 億円となるので、試算上は足りていることとなりますが、建設当時と比較して物価や部材の値上がりがあるため、実際には金額が不足することが懸念されます。

また、既往実績額には長寿命化対策のための点検費用や維持管理費等が含まれていないため、実際には試算額以上の費用が必要となる見込みであり、今後は、施設削減の可能性があると考えます。

（２） インフラ施設長寿命化による更新年数の延伸

①耐用年数（寿命）の考え方

図表 4-6 で示したように、固定資産台帳ではインフラ資産についても、「法定耐用年数」が採用されています。インフラ資産は、住民の生活に密接に関わる資産が多く、その取扱いや考え方は公共建築物とは異なりますが、日常の点検や法定点検等により異常の有無や兆候を事前に把握・予測することで計画的に修繕を行い、故障による停止や事故を防ぎ、各部材を適切に保全することで長寿命化を図る取組が、各自治体により図られています。

本村でも、「予防保全型管理」の考え方に基づいて、「法定耐用年数」よりも長くインフラ資産を使用できるよう、適切な維持・管理の対策を図っていくこととします。

②長寿命化対策の考え方と更新年数の設定

インフラ資産も、長寿命化するために、計画的に修繕等の保全を進めて行くためには、計画の基準となる更新年数を定める必要があります。

次の考え方に基づいて更新年数を設定することとします。

ア：道路（舗装）

本村では、多くの舗装路面がアスファルトで、法定耐用年数は 10 年ですが、一部の道路ではコンクリート舗装（耐用年数 15 年）が存在しています。また、本村における過去の道路保全策では、10 年以上継続して使用することがほとんどとなっています。

従って、今回の長寿命化対策については、舗装路面の耐用年数を 15 年と設定することとします。

イ：橋りょう

橋りょうは、固定資産台帳では構造別に耐用年数が設定されており、最長で 60 年となっています。

今回の試算においては、「道路橋の寿命推計に関する調査研究国土交通省国土技術政策総合研究所」で示されている内容を踏まえ、日常点検等の維持管理による長寿命化対策を行うことで、固定資産台帳で設定されている耐用年数の 1.5 倍は使用可能と判断し、その数値で試算することとします。

ウ：水道

水道管の使用可能年数は、管の素材や敷設箇所等、様々な要因によって異なります。そのため、管ごとに使用可能年数を設定することは難しいと考え、「水道におけるアセットマネジメント実使用年数に基づく更新基準の設定例（厚生労働省）」で示されている実使用年数の設定値例の平均値を使用可能年数と設定します。

水道管については、同資料内で実使用可能年数として設定されている 40 年～80 年の平均値を採用し、長寿命化の試算を行います。

以上をまとめると、表 4-9 の通りとなります。

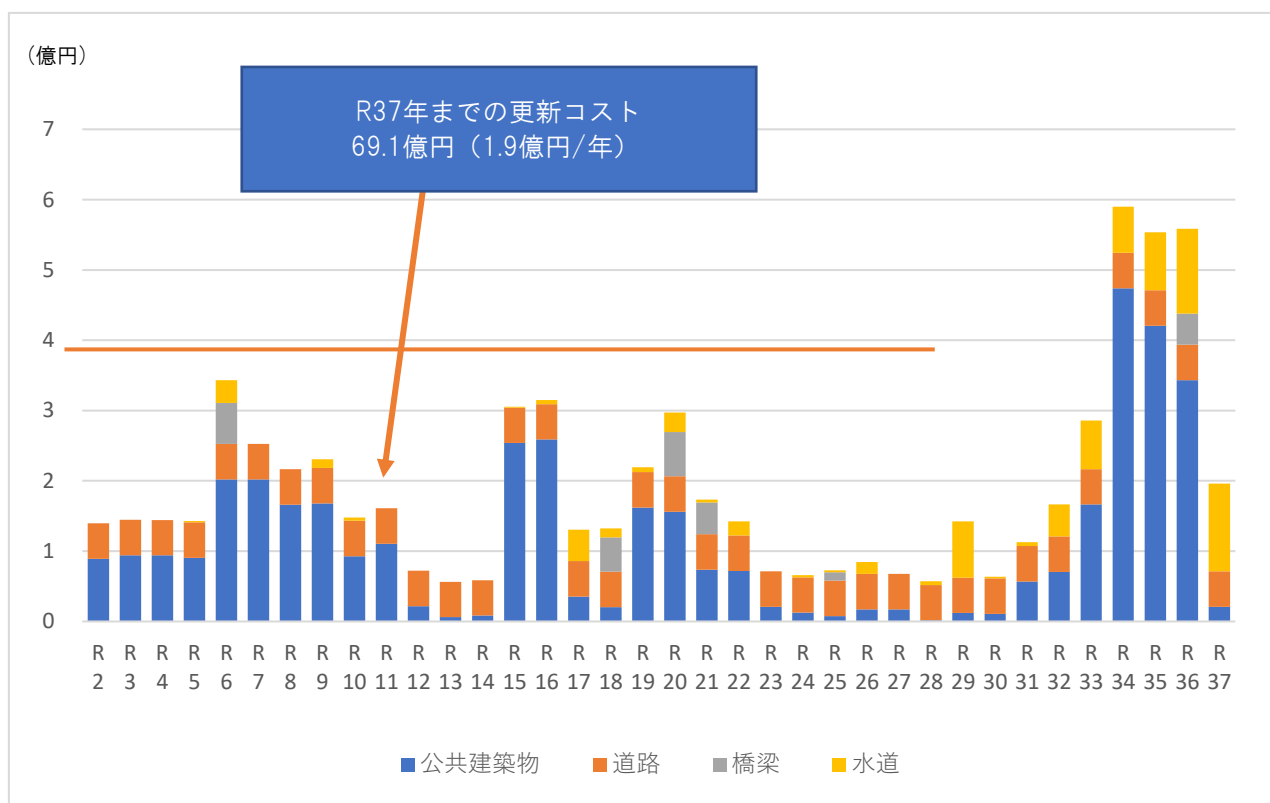
■図表 4-9 水道 使用可能年数

分類	使用可能年数
建築	70 年
土木	73 年
電気	25 年
機械	24 年
計装	21 年
管	60 年

(3) 長寿命化対策を行う場合の将来の更新費用試算

公共建築物およびインフラ施設の長寿命化対策を行う場合の将来の更新費用試算を行った結果、次の通りとなりました。

■図表 4-10：将来必要額試算（長寿命化_公共建築物・インフラ合計）



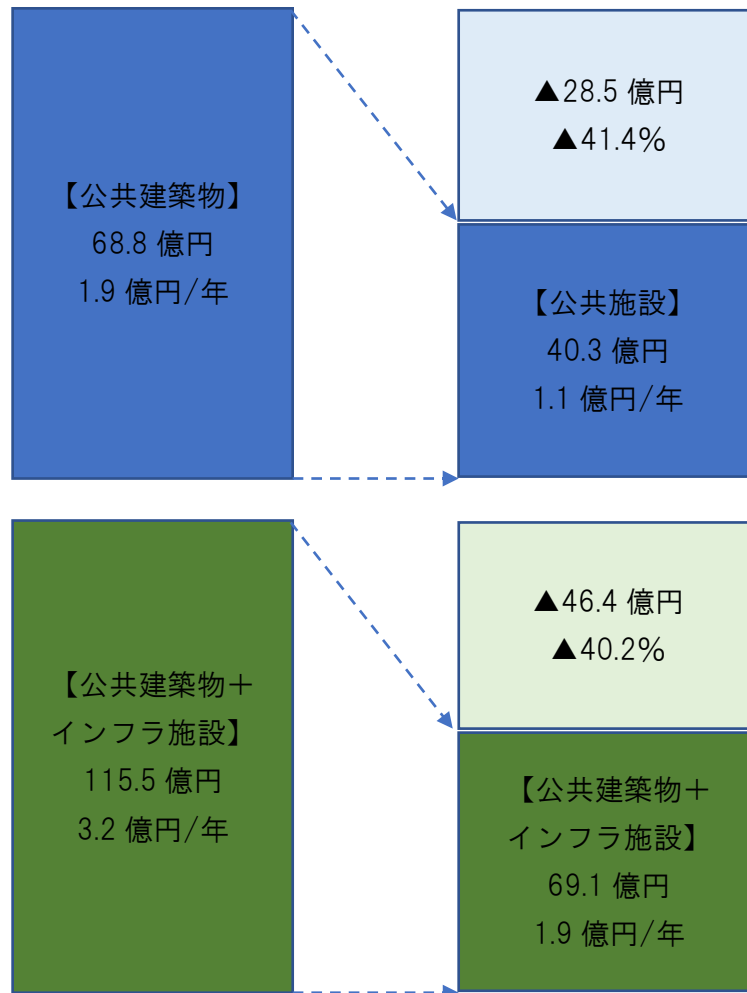
<試算結果>

長寿命化対策を行い、全施設を保有するために必要な金額は、令和 37 年までで、約 69.1 億円（約 1.9 億円/年）となります。

平成 29 年 3 月の本計画策定時の試算では、約 130.2 億円（約 3.3 億円/年）、本章 1-(2), 2-(2) で示したように固定資産台帳を用いた「法定耐用年数」での更新試算では、約 115.5 億円（約 3.2 億円/年）だったため、長寿命化により将来必要額が抑えられることがわかります。

4. 対策の効果額

長寿命化対策を行うことにより、将来の更新費用を抑えられることがわかりました。
長寿命化対策による効果額は次のとおりです。



第5章

公共施設等管理の基本方針

1. 本村における基本方針
2. 庁内の推進体制
3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針
5. 今後の課題と推進方策

1. 本村における基本方針と数値目標

(1) 基本方針

■ 公共施設に関して

更新費用試算額と今後の人口動態や高齢化をふまえ、本計画期間の総量（公共施設においては延床面積の合計）の数値を設定します。また、適正な維持管理、長寿命化などによりライフサイクルを延ばすことで、将来負担の均衡と低減を計ることとします。

■ インフラ資産に関して

廃止・転用することが難しいため、現存するインフラを維持することを前提としながらも、更新費用不足額と人口減少をふまえ、必要かつ適切な更新と維持管理に努めます。

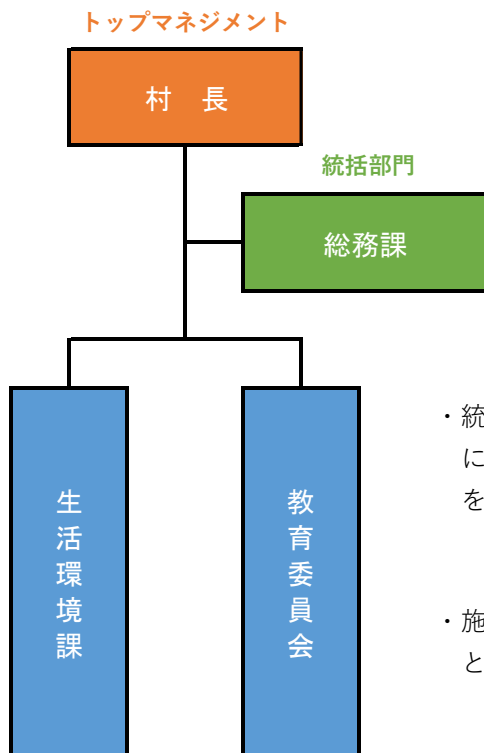
2. 庁内の推進体制

(1) 全庁的で横断的な推進組織づくり

公共施設等を一元管理し企画・管理・活用するなど総合的管理を実施していくためには、各課が管轄・管理する公共施設等を時間差なく一体的に情報共有できるような体制や連携強化および組織体系づくりが必要となります。

そのため、公共施設等に関する情報は公会計管理台帳などとあわせて財産管理を統括する課（総務課）で一元的に管理する体制をとります。そして、公共施設等の現況を各施設所管課が定期的にデータ入力することにより、公共施設等の現状を時間差なく一体的に把握できる状態に努めます。

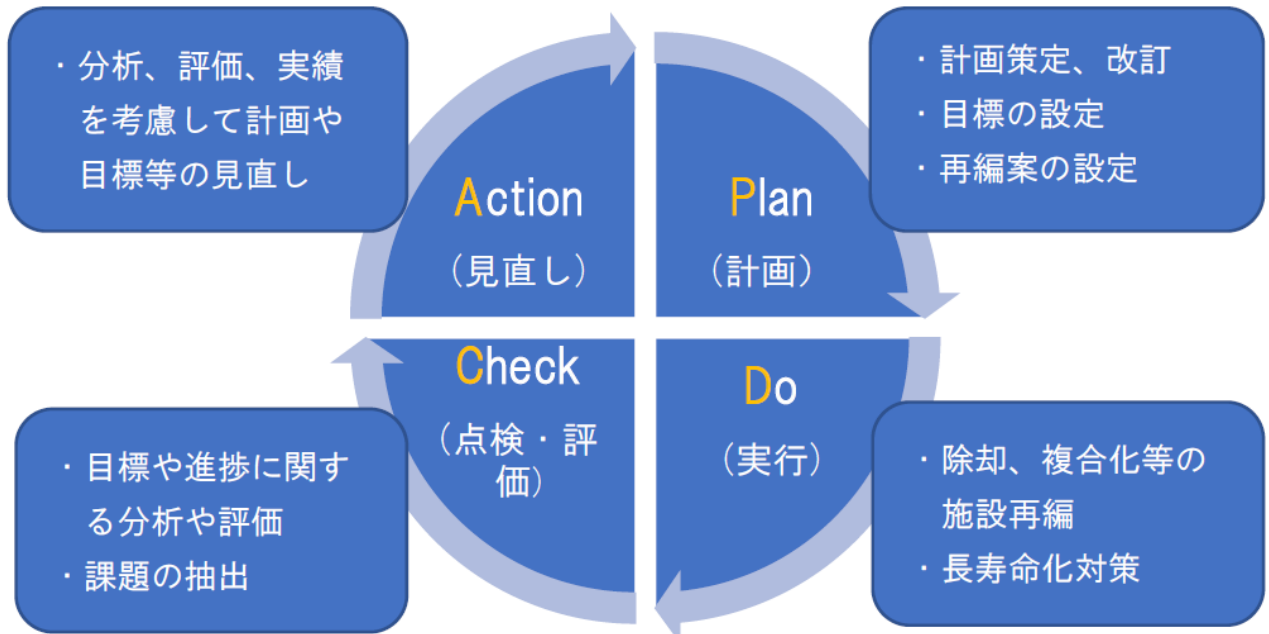
■ 全庁的な組織体制



- ・統括部門（総務課）にて、公会計管理台帳システムにより、各施設の面積、建築年、取得金額など資産を一元管理する。

- ・施設の情報を定期的にシステムに入力、更新することで、情報を関係部局に共有する。

(2) PDCA サイクルを意識した段階的な実施計画の作成



本計画は、30 年先を見据えた長期にわたる公共施設等のあり方を示すものであり、実際には、その時々的人口・財政・社会情勢や計画の進捗状況を考慮し、適宜、見直しを加えながら進めていく必要があります。

このため、PDCA サイクルを取り入れながら、個々の公共施設等に応じたマネジメントを実施していく方針とします。

注) PDCA サイクル (plan-do-check-act cycle) とは、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つです。Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善します。

3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

現状行っている定期点検を引き続き適切に行うとともに、施設ごとの点検・診断等の実施結果を蓄積し、その実施状況等を把握できるようにします。

施設間における保全の優先度の判断を行うにあたっては、劣化診断等を実施することなどにより、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況および管理状況を把握した上で検討を行います。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の重要度や劣化状況に応じ長期的な視点で優先度をつけた上で、計画的に改修や更新を行います。

管理運営にあたっては、指定管理者制度等官民連携の手法の積極的な活用を推進するとともに、新しい技術や考え方を積極的に取り入れながら維持管理・修繕・更新等を合理的に進めることにより、財政負担の軽減やライフサイクルコストの縮減に努めます。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。

経年劣化による外壁の崩落などの危険性が高い施設については、不慮の事故に繋がらないよう緊急の修繕等の措置をとるなど、適切な処置を講じます。

(4) 耐震化の実施方針

本村では、順次耐震化を進め現在未耐震施設はありません。道路、橋りょう、水道をはじめとするインフラ資産についても耐震化を検討し、重要度の高いところから実施していきます。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設ごとの耐用年数到来年度を把握し、公共施設の更新の対応時期を把握するとともに、ライフサイクルコスト削減のためにも適切な改修を行い、財政負担の軽減を図ります。

(6) 統合や廃止などの推進方針

公共施設等の将来の更新コストの試算結果から、公共施設（ハコモノ）およびインフラ資産の財源は引き続き確保できる予測であることが明らかになりました。

ただし、長期的な視点から公共施設等の総量を検討しながら、あらゆる観点から合理的で費用対効果の高い取り組みを進めていく必要があります。

公共施設の統合、廃止等の検討にあたっては、総量削減は財源確保の一つの手段であると捉え、単純な面積縮減とすることなく、行政サービスの水準や機能、必要度、人口動態、利用頻度などを意識して検討します。

また、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか、民間に代替できないかなど、公共施設等とサービスの関係についても検討するとともに、公共施設の多機能集約化（一つの公共施設に複数の機能を盛り込み、スペース効率の改善と機能間の連携性を高める取り組み）も検討します。

4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 公共施設

①行政系施設

会計名	大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)
普通会計	行政系施設	庁舎等	舟橋村役場	2,392.3
		消防施設	舟橋村消防会館	212.5

庁舎等は、通常時の行政拠点であるとともに、災害時における拠点施設でもあります。今後も長期的な視点による計画的な維持管理・修繕・更新を行っていきます。

消防施設は、消防活動の拠点であり、安心・安全のまちづくりのために欠かすことの出来ない施設であるため、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行います。

②村民文化系施設

会計名	大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)
普通会計	村民文化系施設	集会施設	舟橋会館	2,652.6
			舟橋村稲荷地区コミュニティセンター	140.8

村民文化系施設は、地域のコミュニティ形成の核となる施設として、生涯学習やさまざまな催しを行う施設であり、幅広い年齢層に利用されています。本村には欠かすことの出来ない施設であり、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行います。

③社会教育系施設

会計名	大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)
普通会計	社会教育系施設	図書館	舟橋村文化・福祉複合施設	1,548.1

駅に併設の図書館は、年少者から高齢者まで広く利用される施設であり、本村における重要な施設であるため、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行います。

④レクリエーション系施設

会計名	大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)
普通会計	レクリエーション系施設	多目的広場	舟橋村イベント広場	41.2

広場内にある公衆トイレが対象施設ですが、イベント広場が住民の親睦と交流の場として有効活用されるように、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行います。

⑤学校教育系施設

会計名	大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)
普通会計	学校教育系施設	学校	舟橋村立舟橋小学校	4,800.7
			舟橋村立舟橋中学校	4,443.5

小学校、中学校ともに、災害時の避難所などの役割を果たすため、耐震改修を含め適切な改修工事を行ってきました。質の高い教育と安心安全で快適な環境を提供できるよう、今後も児童・生徒数の推移を把握しながら適切な維持管理・修繕・更新を行います。

⑥子育て支援施設

会計名	大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)
普通会計	子育て支援施設	幼児・児童施設	舟橋村 子育て支援センター	192.1
		学童保育施設	舟橋村 子育て支援・交流拠点	1,103.2

「舟橋村子育て支援センター」「舟橋村子育て支援・交流拠点」ともに、子育て支援施設は、働き盛りの子育て世帯にとって必要不可欠な施設です。今後も適切な維持管理・修繕・更新を行います。

⑦公園

会計名	大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)
普通会計	公園	公園	京坪川河川公園	49.7
			舟橋村児童公園	9.9

公園内にある公衆トイレが対象施設ですが、それぞれの公園が住民の憩いの場として有効活用されるように、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行います。

⑧公営住宅

会計名	大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)
普通会計	公営住宅	地域優良賃貸住宅	子育て支援賃貸住宅	1,107.9

「リラフォートふなはし」は、本村の将来にとって重要な施設ととらえ、今後も適切な維持管理を行います。

⑨その他

会計名	大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)
普通会計	その他	その他	舟橋駅南駐輪場	105.0
			舟橋駅自転車等駐車場	35.6
			舟橋郵便局	141.3

その他の施設には、駅駐輪場 2 ケ所と郵便局があたります。今後も住みよい村のために、これらの施設の適切な維持管理を行います。

⑩簡易水道施設

会計名	大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)
簡易水道会計	簡易水道施設	簡易水道施設	舟橋村簡易水道第一水源地	34.0
			舟橋村簡易水道第一水源地	389.0

簡易水道施設は簡易水道会計に属する施設であり、いずれの施設もインフラ資産である水道配管と共に、更新コスト試算ではインフラ資産として取り扱っています。

生活に欠かすことの出来ない水道事業の健全な運営のために、今後も維持管理・修繕・更新を行います。

(2) インフラ資産

①道路・橋りょう

道路や橋りょうは、住民生活に直結しているとともに、一度整備されたものは代替の道路等が整備されるなどの事情がない限り、廃止することが困難です。このため、現在、村が保有する道路や橋りょうは、将来にわたり維持管理していくことを前提とします。

また、橋りょうについては、橋りょう長寿命化計画に基づく取組みを継続し、ライフサイクルコストの縮減を進めます。

②水道

水道は、住民の日常生活に直結するものであり、安全な水の供給を図ることで公衆衛生の向上と生活環境の維持に寄与しています。今後とも安定的に水道が供給されるように水道管の老朽化対策や耐震化対策を進め、適切な維持管理・修繕・更新を行います。

5. 今後の課題と推進方策

(1) 行政サービス水準等の検討

本村の財政状況とその見通しは、長期的には年々少しずつ厳しくなっていくことが予測されるため、公共施設を含め行政サービスの水準をどの程度に保つかが今後の課題となってきます。

総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略等に基づき、さまざまな観点から有効な施策を実施していくとともに、公共施設等の現況を把握し、そのあり方を十分に議論しながら、施設ごとに必要な行政サービスの水準を検討していく必要があります。

そのため、村全体の人口動態をふまえながら、適切な維持管理を進めるとともに、長期的には統廃合や多機能集約化なども検討していきます。

(2) 住民との情報共有

公共施設等を庁内で一元管理する体制を構築した上で、公共施設等に関する情報については積極的な公開に努めます。

広報紙やホームページなどでの広報に加え、各施設でその施設の建物情報や利用状況の資料などを掲示して施設利用者に周知を図ることも有効です。

さまざまな手法を用いながら、公共施設等の情報共有を進めます。

(3) PPP/PFI の活用について

PPP(Public Private Partnership)とは、官と民が役割を分担しながら社会資本の整備や公共サービスの充実を図る概念や手法をいい、PFI(Private Finance Initiative)は、公共施設の整備にあたって民間の資金やノウハウを活用する手法をいいます。

PPP/PFI を検討して行政サービス水準の向上や財政負担の軽減に努めます。

(4) 行政区域を超えた広域連携について

近隣自治体や県との広域連携については、現状通りの方針で行います。

長期的には、近隣自治体の人口動態や財政状況もふまえながら、広域連携を計ることにより公共施設等の整理統合や合理化を検討します。

(5) 地方公会計（固定資産台帳）の活用

本村では、統一的な基準による地方公会計と固定資産台帳の作成を毎年度行っており
ます。

減価償却費等を含むフルコストを把握することが可能となり、公共施設マネジメント
を地方公会計制度に連動させることにより、公共施設等のより正確な実態を把握でき、
本計画が一層推進されるものと考えています。

そのためにも、毎年度、担当課との連携による全庁体制で、精緻な固定資産台帳整備
に取り組み、本村の施設マネジメントに活用していきます。

また、公会計で作成する財務書類の分析等により、財政状況を常に客観的に把握し、
公共施設等の整備に必要な財源確保への意識向上を図ります。

舟橋村公共施設等総合管理計画(改訂版)

令和 4 年 3 月発行

発行元：舟橋村

住 所：富山県中新川郡舟橋村仏生寺 55

T E L：076-464-1121